

原発避難母子の生活状況に関する一考察

三 浦 修

新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科

A Study of the Life Situation of the Evacuees of Mother and Child from the Fukushima Nuclear Accident

Osamu Miura

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

キーワード

東日本大震災、原発事故、避難母子、生活状況

Key words

Great East Japan Earthquake, Fukushima nuclear accident, evacuees of mother and child, life situation

I 研究目的・背景

東日本大震災の発生から3年7か月が過ぎたが、東京電力福島第1原発事故の収束は見えず、多くの被災者は先行きが見通せない状況に置かれている。特に、故郷を離れ県外で避難生活が続ける人は、福島県の約4万6千人を中心に5万4千人にも上る¹⁾(平成26年10月現在)。新潟県には4196人の避難している方がいる²⁾(平成26年10月現在)。新潟日報社説³⁾(平成26年4月15日)では、新潟県が発表した調査結果を受け、「今後の生活拠点」について、今も『未定』の世帯が36%を占めたことについて問題提起し、特に、子どもの健康を考え「自主避難」している家庭がより深刻な状況を余儀なくされており、夫を福島に残し母親と子どもが避難しているケースが多くこと、二重生活で費用負担も大きいなど、心理的、経済的負担が増大していると指摘している。

こうした状況に問題意識を置き、東日本大震災の県外避難者を対象とした先行研究としては、地域福祉の視点から考察した加山の論考⁴⁾がある。加山は、「避難先への『定着』と

地元への『帰還』という可能性の間で厳しい判断を迫られている」と県外避難者の見通しが立てられない状況から、「①地元との関係維持、②避難先での同郷のつながり、③避難先の近隣住民やコミュニティとの関係づくり、④(帰還の場合)帰還先でのコミュニティの再生、という各フェーズを想定し、福祉ニーズ抽出・充足とそれぞれの推進を図る必要がある」ことを強調している。また、山形県に自主避難している母子の問題を考察した山根⁵⁾は、「自主避難者は「被災者」としての支援を受けておらず、そのためさまざまな不安から生活のリスクにさらされている」と指摘している。これら先行研究からも明らかのように、避難生活に伴う県外避難者の心理社会的問題やそれらに対応する福祉的支援のあり方を検討することは喫緊の課題である。

そこで、本研究では、県内避難者のなかでも、二重生活を強いられている母子避難者は特に福祉的支援の必要性が高いのではないかと考え、具体的な避難生活に伴う生活上の問題や感情、状況等を把握し、それらに対応した福祉的支援のあり方を検討していく上で活用できる基礎資料として示すことを目的とした。

II 研究方法

1. 調査対象

A市社会福祉協議会及びB地区自治会長から福島県から自主避難している母子世帯を紹介してもらい、筆者が個別に研究への協力を依頼した。研究協力への同意が得られた3名の母親を対象とした。

2. 調査時期

平成26年9月。

3. データの収集

調査対象者が居住する地域のコミュニティセンター等のプライバシーが確保できる個室を提供してもらい、概ね90分のインタビューを実施した。発言内容は許可を得て録音し、録音内容を逐語録におこしデータを質的に分析した。

また、母子避難者に関連する報告書等や手記等の文献・資料からデータの補足を図った。

4. 分析と記述

逐語録を繰り返し読み込み、調査対象者が避難生活についてどのように語り、受け止め、対応しているのかに留意しながら、意味のまとまりごとにコード名をつけた。情報やアイデア、感じたことなどをメモしながら洞察を深めた。共通するコードを統合してカテゴリ化し、カテゴリ間関係を検討しながらカテゴリを統合して中核カテゴリを見出した。以下、分析結果は、中核カテゴリは【】、カテゴリは〈〉で示して記述するとともに表にまとめた。

5. 倫理面への配慮

インタビュー調査対象者に対し、研究目的、方法、得られたデータの匿名性等のプライバシーの保持と厳重管理、研究参加の自由意志等について、研究協力に対する心情的拘束に十分配慮しながら書面と口頭で説明し、研究協力の同意書に署名を得た。得られたデータは研究以外の目的に使用しないこと、途中でも辞退可能であることを約束した。ま

た、分析結果の公表についての許可を得た。なお、本研究は、新潟青陵大学倫理審査委員会の審査を受け、許可を得て実施した。

III 結果

東日本大震災及び福島第一原発事故発生からこれまでの避難生活における母親の語りを分析した結果、中核カテゴリは、【自主避難している母子を取り巻く社会的状況】であり、〈自主避難が子どもに与えた影響〉〈避難生活が家族関係に及ぼした影響〉〈避難先コミュニティにおける配慮が与えた影響〉〈自主避難者に対する制度による支援の不備〉の4カテゴリが抽出された(表1)。

〈自主避難が子どもに与えた影響〉

このカテゴリは、母親が捉えた避難先(転校先)の学校場面における子どもの様子に関する要素から構成された。「教科書がまったく違う」「向こう(福島)でやってる内容はこっち(新潟)ではまだやってないけど、向こうでやっていないのはこっちで終わってるからまったくわからない」と子どもは「泣きながら」話し、「(福島へ)帰りたい、帰りたい」と言うようになった。また、「(福島では)まだ習ってない」ことを担任の先生に伝えるが、「恥ずかしい思い」をさせないように「(家では)すごい叩き込んでやっと同じレベルまであげた」「子どもはここ(新潟)に来てから大変だったと思う」のように避難元と避難先では学習の進捗状況等学習状況が異なり子どもにとっては過度な負担となっていた。また、「『やっぱりお父さんがいないとな…』と言われるのを怖れて」「勉強できないのはお父さんがいないから」と言われることが嫌で子どもは「やんなきゃみたいな感じ」で過ごしていて「すごいプレッシャー」になっていた。また、「いじめというほどではないみたい」だが「(毎年3.11になると)『福島、福島』とクラスメイ

トに言われてるみたい」「『なんで牛乳飲まないんだ』とからかわれる」のように「特別扱いされる」ことが子どもにとって「居ずらさ」の原因になっていた。このような避難先での辛い体験を子どもは、「(避難元の)友達と手紙でやりとり」する中で気持ちの安定を図ってきたが、「年賀状書いても来なくなったり」と徐々に友人関係が希薄になってきていた。このように子どもへの影響は、学習上でも心理面でも大きな負担となっており、学校現場では、「たまたま〇〇小学校は避難の子が多かった」ことから「先生たちも理解があって」「津波の映像出しますけど(子どもに)見せても良いですかと確認を必ずとってくれた」「何かあったらすぐに聞いてください」という学校側の特別な配慮があった。

(放射能による)子どもの健康面への影響について、「『美味しんぼ』で話題になったが」「鼻血出した人なんかいない」みたいなことを言われていたが、「みんな(新潟に自主避難している他の母親)、うちの子も本当に通常の鼻血とは違って止まらない鼻血でバスタオルが濡れる」ほどの量の鼻血が確認されていたが、「病院に行っても『いや、それはもうストレスですから』とかなんとか言われる」程度の対応しかしてもらえず、母親たちは不安を感じていた。

《避難生活が家族関係に及ぼした影響》

このカテゴリーは、夫が避難元である福島県と避難先である新潟県を行ったり来たりを繰り返す、いわゆる二重生活による子ども、家族関係、避難元の親との関係に関する要素から構成された。「普通だったら(二重生活でなければ)学校で何かあったことをお父さんに言ったらほめられる」など「親としての普通の対応」ができなくなった。「メールや電話」でしか子どもと接することができなく、「子どもとしては撫でてほしかった」「主人と離れて暮らすようになって下の子が

主人が帰るときに追いかけて行って、泣きじゃくるようになった」のように親子のコミュニケーションにおいて影響が出ていた。そして、こうした状況を何とか解消しようと、「平日の月曜から木曜はもう残業をずっとして」「雪で高速が止まろうが下道で週末には新潟に来てくれて、日曜日の夜中に帰っていく」ような生活が続いたことで身体的にも疲労が蓄積するとともに「やっぱりお金の面ではとても大変だった」「仕事も辞めてこっち(新潟)に来た」「今、仕事はさせてもらっているが収入はがくっと下がった」のように二重生活における経済的負担の増大もあった。また、「福島の家(持ち家)のこと」や「主人は長男で主人の両親のことも心配して」「主人は避難に絶対反対だった」が「子どもの将来を考えるとここ(福島)には絶対いられないと考えた」のように二重生活に対する夫婦間での考え方の違いがあった。さらに、「親も(福島に)おいてきてしまい」「私と主人は長男長女なので必然的に親をみるつもりでいた」が自主避難を選択したことにより、親類から「避難できてよかったね」など「嫌味っぽく」言われるようになり、「(福島に一時帰宅したとき)親戚には会いづらくなった」のように二重生活が親や親類との関係性の悪化に影響を及ぼしていた。

《避難先コミュニティにおける配慮が及ぼした影響》

このカテゴリーは、避難先での地域住民との関わりなどに関する要素から構成された。「しゃべれば福島弁が出るので、最小限の言葉だけであまりしゃべらないようにしていた」や「幼稚園のお母さんたちに『福島弁バリバリ出ていますよね』って言われて」からは「(福島からの)避難者であることを知られたくないと思いながら過ごすようになった」のように避難先コミュニティにおいて「肩身が狭い」を思いをしながら日常生活を

送るようになっていた。一方、「（避難者が）孤立しないようにと（地域住民が）集まる交流する場をつくってくれる」「（避難者だから）町内会費は払わなくて良かったり」「町内会の行事に特別招待される」など避難先コミュニティにおける特別な配慮が母親たちにとっては負担になっており、「転勤族と同じ扱いで接してほしい」や「町内会費払うんで避難って言わないでほしい」と感じていた。こうした地域コミュニティにおける特別な配慮が過度の負担感となり、「福島に帰ったほうがいいかな」と避難先での生活しにくさにつながっていた。さらに、「（同じ自主

避難者で）おとなりさんとの関係が悪くて、『お宅の戸を閉める音がうるさくてだめだ』と言いがかりをつけられて」引っ越さざるを得なくなるなど、同じ自主避難者で避難先によってはコミュニティに溶け込めない事例も確認された。

《自主避難者に対する制度による支援の不備》

このカテゴリーは、自主避難に対する支援制度の少なさや利用しにくさに関する要素から構成された。「母子避難で、何を支援するって住宅だけなんです」や「借り上げ住宅の支援だけで、その他の支援って特に受けてはいない」など自主避難者に対する公的支援

表1 原発避難母子の生活状況

	【中核カテゴリー】	《カテゴリー》	＜サブカテゴリー＞
状況 【自主避難母子を取り巻く社会的状況】	《自主避難が子どもに与えた影響》		＜避難元と避難先では学習状況が異なり子どもにとって過度な負担となっていた＞
			＜避難者であることが子どもにとってプレッシャーとなっていた＞
			＜転校先では居ずらさを感じていた＞
			＜避難元での友人関係が希薄になっていた＞
			＜転校先では特別な配慮を受けていた＞
			＜健康面への影響＞
	《避難生活が家族関係に及ぼした影響》		＜二重生活によって子どもの精神的安定に影響を及ぼしていた＞
			＜二重生活による夫の負担が家族関係に影響を及ぼしていた＞
			＜夫婦間で考え方に相違があった＞
			＜避難元に残してきた親との関係を心配していた＞
	《避難先コミュニティにおける配慮が及ぼした影響》		＜日常生活場面では避難者であることを知られたくないと思いながら過ごしていた＞
			＜町内会などでの特別扱いが心理的な負担になっていた＞
			＜同じ自主避難者で避難先によっては偏見がありコミュニティに溶け込めない人もいた＞
	《自主避難者に対する制度による支援の不備》		＜借り上げ住宅などの期限問題などにより今後の見通しが立てられない状況にあった＞
			＜転校先で受ける制度による支援が機能していなかった＞
			＜避難先での就労支援制度が利用しにくかった＞
			＜避難者支援団体の役割や機能が徐々に変化していた＞

は少ない上に「県の管轄じゃなくて雇用促進住宅なのでまた管轄が違うので借り上げ住宅にはならないって言われていて、国が終わりますって言えば私は終わり」「借り上げ住宅の制度がなくなるとき本当に考えなくちゃいけない」「再来年の3月までいいけど、それ以降はまだ未定で、そうすると今度は子どもが成長しているから、ここを出たくないということになるし」など借り上げ住宅制度の期限問題などにより今後の生活に見通しが立てられない状況をつくっていた。また、「定期的に福島からの派遣教員の先生がお話会にくるという避難している子どもの心のケアみたいな制度がある」が「(周りのクラスメイトから)なんであの子、呼ばれていくの?みたいな目で見られて、やっぱり学年が上がるに連れて周りの目が気になり、子どもはそれに参加するのが嫌だった」のように転校先で受ける特別な配慮が子どもたちにとって逆機能をもたらしていた。さらに、母親への就労支援では、「当初は避難者が優先的に働ける雇用があったが、だんだん減ってきた」や就職相談窓口では「履歴書に福島県の学校を書く」と『いつ(福島に)帰るの?』と聞かれたり「どうせ長く勤められないんでしょ、みたいな感じで対応されて」就職に結びつかなかったなどの事例が確認された。また、避難者支援団体については、「避難当初は、頼れる場所が唯一そこだけだった」「福島弁で愚痴を言える場はそこしかなかった」が「3年経てばもう自分たちの生活があたり」「グループ化があってなかなか間に入れない」こともあって避難者交流団体の活動に参加する避難者が少なくなってきており、「今、〇〇を利用している方は未就園児とかこちらに来て出産された方とかがときどき場所を借りる感じで利用している」のように避難者支援団体の役割や機能に変化していることが確認できた。

IV 考察

今回の調査結果から、福島県からの自主避難者であり二重生活を余儀なくされている母子においては、震災から3年が経過した今もなお、日常生活上の不都合を抱えていることが確認できた。さらに、こうした自主避難者に対する支援の不備不足により、今後の生活における見通しが立てられず、「新潟での定住」か「福島への帰還」かの判断において迷いが生じている家庭が多いこともわかった。新潟県が行った「県内避難者に対するアンケート調査」⁷⁾(2014)では、今後の生活拠点について、今も「未定」の世帯が36%であったとし、「帰る決断も、帰らない決断も苦しい」避難者の心中が報告されている。今回の調査結果からも、「子どもが成長して自立するまでは新潟にいる」と決断したが「期限がきたらでなくちゃいけない」ので「その時までには何とか生活の基盤を整える」ことが必要だとの声が聞かれ、「住宅の確保」と「経済的負担の軽減」を図っていくことが最優先事項となっていることを確認できた。借り上げ住宅の期限が過ぎれば、それ以降は家賃も自己負担となってくることなるため、ますます経済的負担が大きくなるのしかかり、「借り上げ住宅の期限を避難の限界」ととらえている避難者が多いのが現状である。

生活にかかわる経済的負担については、今回の調査結果からも、二重生活の世帯において負担が大きいことが確認できた。避難区域からの避難者に対しては、賠償として精神的損害への賠償(毎月10万円)と避難先から帰宅のための費用が支払われているが、区域外の避難者の賠償は、妊婦と18歳以下の子どもへの賠償額一人40万円に対し、20万円上乗せした60万円が支給されたのみとなっており、「平等な支援がほしい」のように自主避難者の生活に対する金銭的な補償制度はなく、現行の災害救助法の中での期限付きの借り上げ

住宅制度だけでは、避難継続を望めない状況をつくり出している。「住宅の確保」や「経済的負担」については、避難先の自治体や民間支援者による支援には限界があることから国による支援が不可欠であり、国は、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援に関する施策を基本とする事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした「原発事故子ども・被災者支援法」(2012年6月)を成立させた。この法の対象は、自主避難者も含まれており、借り上げ住宅の延長、福島と避難先間の交通費の補助なども含めていくことで自主避難者は被災者としての適切な支援を受けることができるような体制整備が図り、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を定めている(平成25年10月)。しかし、実際には、既存の施策を適用するだけにとどまっているのが実情であり、避難者に対する実質的な施策とはなっておらず、「(法律はできたが)わたしたちの生活はあまり変わらない」のように具体的な運用面での不具合が課題となっている。

V 結論・課題

自主避難における母子は、「二重生活による経済的負担」が大きく取り上げられることが多いが、その他にも避難先での生活を送る中で多くの心理社会的な問題があることが確認できた。特に、母子避難の母親は、避難生活が及ぼす「子どもへの影響」、「避難者というレッテル」、「今後の生活に見通しが立てられないこと」に不安を抱え悩んでいたが、こうした母子避難世帯の生活問題の解決・解消に向けた支援が不足していることがわかったため、生活支援を志向する社会福祉(ソーシャルワーク援助)の必要性を見出す

ことができたとともに、自主避難者に対する支援の拡充に向けたソーシャルアクションの必要性を指摘できた。

今回は母子避難世帯の「状況」を分析対象としたが、今後の課題として、避難生活における「思いや感情面」を対象として分析をすすめることで母子避難世帯における心理社会的側面からのアセスメントをすすめていくことがあげられる。そのため、さらに当事者等への聞き取り調査を促進していくとともに協働しながら福祉的支援のあり方を検討するワークショップ等を行っていくこととする。こうした取り組みを通じて、母子避難世帯の生活問題に対応できる社会資源の開発につなげていきたい。

謝辞

ご多忙の中、調査にご協力くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。

なお、本研究は、平成26年度新潟青陵大学共同研究費の助成を受けて行った研究成果の一部である。

引用文献

- 1) 復興庁. 被災者支援「全国の避難者等の数(所在都道府県別・所在施設別の数)」.<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20141031_hinansha.pdf>. 2014.11.29確認.
- 2) 県内避難者4196人に減少. 新潟日報. 2014.10.4. 朝刊.
- 3) 社説 県内避難者 帰還と定住両面で支援を. 新潟日報. 2014.4.15. 朝刊.
- 4) 加山弾. 東日本大震災の県外避難者に対する福祉的支援－東京都における避難者支援事業に関する考察－. 東洋大学大学院紀要49号. 2012: 241-262.
- 5) 山根純佳. 原発事故による「母子避難」問題

とその支援－山形県における避難者調査データから－. 山形大学人文学部研究年報第10号. 2013:37-51.

6) 森松明希子. 母子避難、心の軌跡 家族で訴訟を決意するまで. 京都:かもがわ出版:2013.

7) 新潟県. 新潟県へ避難された方への情報「避難生活の状況に関する調査結果について」.

<<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/1356780023150.html>>. 2014.11.29確認.

8) 復興庁. 被災者支援「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」. <<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20131011honbun.pdf>>. 2014.11.25確認.